

「ふるさとと中央区応援寄附」のお願い

中央区では、ふるさと納税制度を活用し、区内在住者以外の方を対象とした「ふるさと中央区応援寄附」を実施しています。

本区に集う全ての人々が幸せを享受し、輝く未来へ躍進していく社会をつくるとともに、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきた本区の地域特性を生かして、新たなまちの魅力を創造し活力ある中央区のさらなる発展のために頂いたご寄附を有効に活用していきます。

多くの皆さまのご協力をお願いします。

なお、ふるさと納税の趣旨に鑑み、寄附に伴う返礼品の贈呈はありません。

また、区内在住者の方は対象となりませんので、ご了承ください。



1. 寄附金の活用方法は次の3つからご指定ください。

(1) 中央区の区政全般

本区が必要とする分野に活用します。

(2) 活用してほしい分野を指定

「教育」「健康・医療」「福祉」「文化」「まちづくり」など寄附する方が指定された分野に活用します。

(3) 応援したい団体を指定

寄附する方が指定した団体の応援に活用します。

※指定のあった団体は、区の審査会において支援金交付対象団体の適否を審査します。

審査会で認定された団体に寄附金の7割を上限として支援金を交付します。

※応援したい団体が支援金交付対象団体とならなかった場合や団体へ交付する支援金以外の寄附金は区の施策に活用します。



<認定を受けられる団体の主な要件>

(1) 次に掲げるいずれかの区の施策と整合する活動を中央区内でやっている団体であること。

ア まちの活性化を図り、魅力を発信する活動

イ 地域特性を生かしたまちづくりに資する活動

ウ 子どもの健全育成に資する活動

エ 歴史又は文化の保存・継承に資する活動

オ 福祉の向上に資する活動

カ 健康の維持・増進を図る活動

キ 共生社会の推進を図る活動

ク 文化又はスポーツの振興を図る活動

(2) 営利を目的としない団体であること。

(3) 総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。

(4) 定款、規約等を備えていること。

※当該団体の構成員又は会員向けの取り組みを活動の主目的とする団体は除きます。

2. 寄附の方法 次の3つの方法から選択してください。

(1) 納付書での寄附

- ①「寄附金申込書」を区へお送りいただき、寄附をお申込みください。
 - ②区は、「寄附金申込書」を受領した後、寄附申込者に納付書を送付します。
 - ③納付書がお手元に届いたら、納付書により金融機関の窓口で寄附金をお振込みください。
 - ④寄附金の受領後、区から「寄附金受領証明書」をお送りします。
- ※特殊詐欺防止のため、納付書による寄附をお願いしています。

(2) 現金書留での寄附

「寄附金申込書」を同封し、現金書留で区に送付してください。
※郵送料・手数料はご負担ください。

(3) 現金での寄附

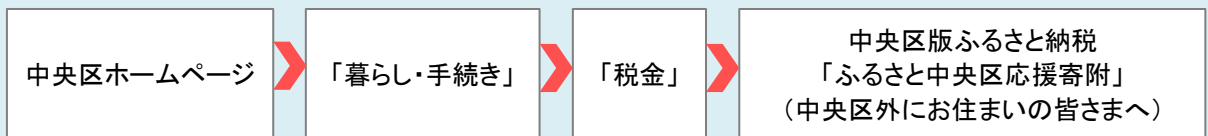
区役所の3階総務課総務係で寄附の手続きをお願いします。

3. 寄附金申込書

区のホームページからダウンロードすることができます。また、お電話いただければ、郵送します。

<中央区ホームページのリンク先URL>

<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/index.html>



4. 寄附金税額控除について

ふるさと納税は、総務大臣が指定した都道府県・区市町村への寄附のうち、2,000円を超える分について、所得税、住民税が控除される制度(上限あり)です。

中央区はふるさと納税(寄附金税額控除の特例控除)の対象団体として総務大臣の指定を受けています。
※税額控除を受けるためには、確定申告を行うか、ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用ください。

<全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安>

自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税(復興特別所得税を含む)及び個人住民税から控除される、ふるさと納税額の目安一覧です。

ふるさと納税を行う方の給与収入と家族構成別で表にしていますので、参考にしてください。

※掲載している表はあくまで目安です。具体的な計算はお住まいの区市町村にお問い合わせください。

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成		
	「独身」又は「共働き」	「夫婦(専業主婦)」又は「共働き+子1人(高校生)」	「夫婦(専業主婦)+子1人(高校生)」
300万円	28,000円	19,000円	11,000円
400万円	42,000円	33,000円	25,000円
500万円	61,000円	49,000円	40,000円
600万円	77,000円	69,000円	60,000円
700万円	108,000円	86,000円	78,000円

<申込先・問合せ先>

中央区役所 総務部 総務課 総務係

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1

電話 03(3546)5232 FAX 03(3546)2096

令和元(2019)年6月発行

